

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成26年9月末）

目 次

表1	罪名別の新受人員の推移	1
表2	庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移	2
表3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表4	裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表7	平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	7
表8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表9	平均評議時間の推移（自白否認別）	9

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (9月末)
総数	8,676	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	976
強盗致傷	2,079	295	468	411	329	342	234
殺人	1,818	270	350	371	313	303	211
現住建造物等放火	818	98	179	167	128	141	105
傷害致死	751	70	141	169	146	136	89
覚せい剤取締法違反	718	90	153	173	105	105	92
(準)強姦致死傷	647	88	111	137	124	121	66
(準)強制わいせつ致死傷	586	58	105	105	109	133	76
強盗強姦	387	61	99	83	59	57	28
強盗致死(強盗殺人)	229	51	43	37	37	37	24
偽造通貨行使	172	34	60	30	34	12	2
危険運転致死	113	13	17	20	27	21	15
通貨偽造	92	14	18	20	19	17	4
集団(準)強姦致死傷	55	13	2	17	6	9	8
逮捕監禁致死	51	4	18	21	1	4	3
銃砲刀剣類所持等取締法違反	43	13	5	3	4	10	8
保護責任者遺棄致死	42	7	9	12	4	5	5
組織的犯罪処罰法違反	14	6	5	-	-	3	-
爆発物取締罰則違反	13	6	-	-	5	2	-
麻薬特例法違反	13	1	5	3	2	1	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-
身代金拐取	6	-	3	-	1	1	1
その他	20	3	3	5	2	3	4

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表2 庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年(9月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	7,920	7,050	870	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,345	1,526	930	1,324	1,415	839	894	863	870
東京地裁本庁	707	628	79	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	83	76	79
東京地裁立川支部	232	209	23	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	22	25	23
横浜地裁本庁	374	333	41	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	42	39	41
横浜地裁小田原支部	68	60	8	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	10	12	8
さいたま地裁本庁	390	352	38	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	44	44	38
千葉地裁本庁	831	736	95	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	101	83	95
水戸地裁本庁	162	147	15	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	18	17	15
宇都宮地裁本庁	141	128	13	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	14	19	13
前橋地裁本庁	117	108	9	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	10	8	9
静岡地裁本庁	45	42	3	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	6	8	3
静岡地裁沼津支部	70	56	14	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	11	4	14
静岡地裁浜松支部	48	38	10	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	8	6	10
甲府地裁本庁	61	58	3	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	7	7	3
長野地裁本庁	53	46	7	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	8	4	7
長野地裁松本支部	42	38	4	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	5	4
新潟地裁本庁	70	65	5	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	8	6	5
大阪地裁本庁	675	597	78	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	73	89	78
大阪地裁堺支部	197	180	17	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	17	22	17
京都地裁本庁	167	146	21	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	21	36	19	23	21	21
神戸地裁本庁	226	205	21	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	16	29	21
神戸地裁姫路支部	64	58	6	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	6	9	6
奈良地裁本庁	64	56	8	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	8	8	8
大津地裁本庁	80	77	3	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	4	10	3
和歌山地裁本庁	66	53	13	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	7	4	13
名古屋地裁本庁	353	303	50	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	44	32	50
名古屋地裁岡崎支部	115	102	13	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	15	9	13
津地裁本庁	90	81	9	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	9	9	9
岐阜地裁本庁	115	100	15	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	10	14	15
福井地裁本庁	39	32	7	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	3	7
金沢地裁本庁	44	42	2	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	4	2
富山地裁本庁	31	31	-	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	-	5	-

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年9月末)

	累 計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年(9月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	173	155	18	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	13	26	18
山口地裁本庁	49	44	5	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	3	3	5
岡山地裁本庁	123	103	20	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	19	13	20
鳥取地裁本庁	20	14	6	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	5	3	6
松江地裁本庁	20	17	3	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	3	3	3
福岡地裁本庁	268	238	30	43	5	38	61	64	35	56	56	35	35	46	24	38	43	19	35	24	30
福岡地裁小倉支部	100	84	16	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	19	16	16
佐賀地裁本庁	51	42	9	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	7	2	9
長崎地裁本庁	47	43	4	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	4	3	4
大分地裁本庁	67	63	4	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	6	5	4
熊本地裁本庁	84	79	5	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	7	10	5
鹿児島地裁本庁	109	94	15	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	16	13	15
宮崎地裁本庁	53	43	10	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	11	3	10
那覇地裁本庁	88	80	8	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	15	12	6	13	11	8
仙台地裁本庁	108	98	10	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	7	4	10
福島地裁本庁	37	33	4	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	6	5	4
福島地裁郡山支部	74	71	3	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	6	8	3
山形地裁本庁	52	46	6	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	4	6
盛岡地裁本庁	31	30	1	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	1	5	1
秋田地裁本庁	31	28	3	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	4	6	3
青森地裁本庁	77	72	5	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	6	5
札幌地裁本庁	177	162	15	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	14	24	15
函館地裁本庁	29	28	1	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	1	2	1
旭川地裁本庁	29	27	2	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	3	2	2
釧路地裁本庁	44	43	1	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	4	1
高松地裁本庁	83	66	17	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	18	5	17
徳島地裁本庁	41	35	6	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	5	3	6
高知地裁本庁	35	34	1	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	2	5	1
松山地裁本庁	83	71	12	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	16	14	12

- (注) 1 刑事局の調査による実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所に計上した。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別																	控訴人員	控訴率(%)				
		有罪															無罪	家裁へ移送			その他			
		死刑	無期懲役	有期懲役					役					罰金	刑の免除									
				30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下	実刑	執行猶子			うち保護観察	有期禁錮	執行猶子						
総数	7,050	6,865	22	144	70	100	309	754	1,381	1,376	1,173	432	1,098	595	1	1	4	1	37	5	143	2,444	35.4	
強盗致傷	1,572	1,528	-	-	1	4	20	101	338	442	380	69	173	116	-	-	-	-	2	3	39	543	35.5	
殺人	1,548	1,514	8	46	30	37	172	256	192	206	168	94	305	132	-	-	-	-	7	1	26	524	34.5	
傷害致死	688	676	-	-	-	4	1	61	172	167	141	54	76	15	-	-	-	-	6	1	5	260	38.1	
現住建造物等放火	643	631	-	1	1	2	8	20	31	85	166	73	244	162	-	-	-	-	1	-	11	118	18.7	
覚せい剤取締法違反	618	588	-	-	-	-	20	93	314	134	16	8	3	2	-	-	-	-	18	-	12	301	49.7	
(準)強姦致死傷	454	432	-	-	11	12	21	69	102	117	74	13	13	10	-	-	-	-	-	-	22	176	40.7	
(準)強制わいせつ致死傷	402	397	-	-	-	-	3	9	21	50	100	63	151	109	-	-	-	-	-	-	5	82	20.7	
強盗強姦	198	185	-	5	15	21	24	55	49	12	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	13	80	43.2	
強盗致死(強盗殺人)	194	191	14	89	11	16	21	28	9	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	123	64.1	
麻薬特例法違反	184	184	-	-	-	-	3	21	51	77	31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74	40.2	
偽造通貨行使	118	118	-	-	-	-	-	-	1	1	28	17	71	25	-	-	-	-	-	-	-	15	12.7	
危険運転致死	102	102	-	-	-	1	1	11	42	25	12	9	1	1	-	-	-	-	-	-	-	38	37.3	
逮捕監禁致死	48	48	-	-	-	-	-	4	10	8	12	4	10	2	-	-	-	-	-	-	-	17	35.4	
集団(準)強姦致死傷	41	40	-	1	-	2	6	5	15	6	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	1	17	42.5	
保護責任者遺棄致死	37	36	-	-	-	-	-	1	5	10	9	4	7	3	-	-	-	-	1	-	-	12	32.4	
傷害	31	31	-	-	-	-	-	-	1	-	9	7	14	7	-	-	-	-	-	-	-	8	25.8	
銃刀法違反	28	25	-	-	-	-	6	4	11	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	10	40.0	
通貨偽造	24	22	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	13	3	-	-	-	-	-	-	-	2	9.1	
強盗	23	23	-	-	-	-	2	1	5	7	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	30.4	
組織的犯罪処罰法違反	15	14	-	2	-	-	5	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	10	66.7	
(準)強姦	14	14	-	-	-	-	1	1	7	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	14.3	
爆発物取締罰則違反	10	9	-	-	1	1	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	66.7
麻薬取締法違反	10	10	-	-	-	-	-	4	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	50.0	
窃盗	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	
自殺関与及び同意殺人	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0	
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0	
拐取者身の代金取得等	4	4	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建造物等以外放火	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3	
激発物破裂	3	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.3	
暴行	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建造物等延焼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0	
身の代金拐取	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
道路交通法違反	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	50.0	
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	
自動車運転過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
関税法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いものを)、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 9 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
 10 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
 11 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 12 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

表4 裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (9月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	36.2	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	36.3	
ハ	選定された裁判員候補者数	628,249 [91.0]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	85,739 [101.2]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	177,280	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	25,325	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	450,969 [65.3]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	60,414 [71.3]	
へ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	188,818	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	27,836	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「へ」)	262,151	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	32,578	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	201,570 [29.2]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	23,530 [27.8]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	32.1	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	27.4
		(「チ」/「ト」)	76.9	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	72.2
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	53,249	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	6,777	
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	375,884	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	54,823
	(b)	辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	59.8	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	63.9
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	173,857 [25.2]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	19,868 [23.5]	
ワ	選任された裁判員の数	39,764	838	8,673	8,815	8,633	7,937	4,868	
カ	選任された補充裁判員の数	13,572	346	3,067	2,988	2,906	2,622	1,643	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員である。
 2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 3 「ニ」及び「へ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 7 []は、判決人員(累計6,907人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年847人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (9月末)
総数	判決人員	6,907	142	1,506	1,525	1,500	1,387	847
	平均審理期間(月)	8.8	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.9
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.4	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	7.0
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9
自白	判決人員	3,953	114	970	885	806	725	453
	平均審理期間(月)	7.2	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.1
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.0	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.5
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.2	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6
否認	判決人員	2,954	28	536	640	694	662	394
	平均審理期間(月)	10.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.8
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.2	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.6
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.6	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
 4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間															平均公判前整理手続期間	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	6,847	-	7	218	720	3,126	1,561	666	318	122	46	28	17	8	3	2	5	6.4月
自白	3,913	-	6	189	633	2,174	669	154	61	18	3	4	1	1	-	-	-	5.0月
否認	2,934	-	1	29	87	952	892	512	257	104	43	24	16	7	3	2	5	8.2月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (9月末)
総数	判決人員	6,907	142	1,506	1,525	1,500	1,387	847
	平均実審理期間(日)	6.8	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.3
	平均開廷回数(回)	4.3	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.6
自白	判決人員	3,953	114	970	885	806	725	453
	平均実審理期間(日)	4.9	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9
	平均開廷回数(回)	3.6	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8
否認	判決人員	2,954	28	536	640	694	662	394
	平均実審理期間(日)	9.3	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	11.0
	平均開廷回数(回)	5.1	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.4

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のものは95日であり、最短のものは2日である。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、全ての裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
 5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (9月末)
総数	判決件数	6,505	138	1,423	1,442	1,415	1,294	793
	取調べ証人実人数	2.6	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	3.0
	検察官請求証人数	1.6	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0
	弁護士側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	3,669	110	905	818	753	662	421
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	2.0
	検察官請求証人数	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0
	弁護士側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
否認	判決件数	2,836	28	518	624	662	632	372
	取調べ証人実人数	3.9	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.2
	検察官請求証人数	2.9	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2
	弁護士側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.4

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護士側請求証人数」に重複して計上した。
4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表9 平均評議時間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (9月末)
総数	判決人員	6,907	142	1,506	1,525	1,500	1,387	847
	平均評議時間(分)	588.2	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	687.8
自白	判決人員	3,953	114	970	885	806	725	453
	平均評議時間(分)	473.3	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	538.1
否認	判決人員	2,954	28	536	640	694	662	394
	平均評議時間(分)	741.8	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	859.9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。